

## 競争見積説明書（請負施行：製造請負工事）

1. 公告日：令和3年1月25日

### 2. 施工管理（施主代行者）

名称：未定（現場説明会開催時には決定する予定）  
住所：  
電話：  
施工管理担当者：  
補助者：  
所属：

### 3. 見積設計参加資格の確認

本競争見積の参加希望者は、公告に掲げる参加資格を有することを証明するため、次のとおり一般競争見積参加資格申請書を提出し、前項の施工管理担当者から見積設計参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書を提出しない者、ならびに参加資格が無いと認められた者は、見積設計に参加出来ないものとする。

(1) 提出期間：令和3年1月25日（月）から令和3年2月5日（金）まで、土日祝祭日を除く毎日、午前9時から午後17時まで。

(2) 提出場所：JAふえふき 指導販売部（笛吹市八代町南561）

(3) 提出方法：申請書の提出は、提出場所へ持参することにより行なうものとし、郵送または電送によるものは受け付けない。

(4) 見積設計参加資格確認通知  
：令和3年2月9日（火）までに、書面（FAX送信）をもって通知する。

(5) 申請書の作成  
申請書は、公告に沿って、別紙「様式1」により作成すること。

#### 【添付書類】

ア. 業務報告書

直近年度のもので、法人概要書を含むこと

イ. 建設業許可通知書（写）

申請日現在の許可状況と一致する通知書の写し、または許可証明書の写し

ウ. 工事経歴書（直近3ヶ年間分）

経営審査申請書に添付した工事経歴書の写しを添付

エ. 技術職員名簿

直近の経営審査の審査基準日時点の技術職員名簿

オ. 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書（直近3ヶ年間分）

カ. 対象工事と同種の工事の元請施工実績（過去3年間分）

キ. 申立書①（別紙参考様式①）

ク. 申立書②（別紙参考様式②）

ケ. 誓約書

(6) その他

ア. 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ. 施工管理担当者は、提出された申請書及び資料を、見積設計参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ウ. 提出された申請書及び資料は返却しない。

エ. 提出期限以降における申請書または資料の差し替え、及び再提出は認めない。

オ. 前項（5）の添付書類の内、指名参加願等として既に前項 2. の施工管理者へ提出済みの書類がある場合は、添付を省略することが出来る。

#### 4. 見積設計参加資格が無いと認められた者に対する理由の説明

見積設計参加資格が無いと認められた者は、施主に対して参加資格が無いと認められた理由について、次の通り書面（様式は自由）により説明を求めることが出来る。

(1) 提出期限：令和 3 年 2 月 19 日（金）12 時

(2) 提出場所：J A ふえふき 指導販売部（笛吹市八代町南 5 6 1）

(3) 提出方法：書面は持参することにより提出するものとし、郵送または電送によるものは受け付けない。

(4) 担当窓口は、説明を求められたときは、令和 3 年 2 月 26 日までに説明を求めた者に対し書面（FAX 送信）をもって回答する。

#### 5. 現場説明会

現場説明会を次のとおり行なうので、見積設計参加資格業者は参加のうえ見積設計を行う。

(1) 日時：令和 3 年 3 月 1 日（月）10 時 00 分

(2) 場所：J A ふえふき 本所 2 階会議室（笛吹市八代町南 5 6 1）

(3) 提出書類：

見積設計仕様書	<u>1 部</u>
図面等	<u>1 部</u>
特徴等説明資料	<u>1 部</u>

(4) 見積設計日程：

見積設計仕様書・標準見積書等提出期日

日時：令和 3 年 3 月 12 日（金）12 時まで

場所：未定：施主代行決定者住所まで持参または郵送

(5) メーカー説明会（開催致しません）

#### 6. 競争見積説明書（現場説明会資料含む）に対する質問

競争見積説明書および現場説明会資料に対する質問がある場合は、次のとおりとする。なお、質問が無い場合においても次のとおり、「無い」旨の書面提出を行なうこととする。

(1) 質問書提出

受領期間：令和3年3月4日（木）12時まで

場 所：未定：施主代行決定者住所

提出方法：書面による。

FAX・E-mail 可 FAX No. - - 施主代行決定者による

(2) 応答書交付

日 時：令和3年3月8日（月）17時まで

方 法：書面（FAX・E-mail送信）により施主代行決定者より回答。

**7. 一般競争見積参加資格の確認**

見積設計参加資格を有する業者は、現場説明会の指示に基づき見積設計を行い、見積設計仕様書および標準見積書を提出し、施工管理担当者から一般競争見積参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、期限までに申請書を提出しない者、ならびに参加資格が無いと認められた者は、一般競争見積に参加出来ないものとする。

**8. 一般競争見積参加資格が無いと認めた者に対する理由の説明**

一般競争見積参加資格が無いと認められた者は、施工管理担当者に対して参加資格が無いと認めた理由について、次の通り書面（様式は自由）により説明を求めることが出来る。

(1) 提出期限：令和3年3月19日（金）17時

(2) 提出場所：未定：施主代行決定者住所

(3) 提出方法：書面は持参することにより提出するものとし、郵送または電送によるものは受け付けない。

(4) 施主代行者は、説明を求められたときは、令和3年3月22日までに説明を求めた者に対し書面（FAX送信）をもって回答する。

**9. 競争見積の日時及び場所等**

見積者は次の日時・場所に出頭し、指示に従って見積書を提出する。

(1) 日時：令和3年3月25日（木）10時00分

(2) 場所：JAふえふき 本所2階会議室（笛吹市八代町南561）

(3) その他

ア. 競争見積にあたっては、一般競争見積参加資格があることを認められた確認通知の写しを持参し、事前に提示すること。

イ. 代理人が見積提出するときは、委任状を事前に提出すること。

**10. 見積方法：次の要項のとおり競争見積を執り行う。**



12. 契約

施主代行者所定の契約書（工事請負約款添付）により施主代行者と契約する。なお、落札した請負者が暴力団等の関係者であることが判明した場合は契約できない。

13. 見積書記載金額

(1) 見積書に記載する金額は消費税を除いた金額とすること。

(2) 契約価格は決定金額に 100 分の 110 を乗じた金額とする。

14. 官庁その他への手続き

工事に必要な諸官庁その他への手続きは、一切請負業者の負担で行なう。

15. 工事記録等

(1) 月 報

日報をとりまとめ、工事記録写真を添えた月報を\_\_3部提出する。

(2) 写 真

主要な工事の進捗と完成時の写真をアルバムに収め、\_\_6部提出する。

(3) その他

施工管理担当者の指示による。

16. 保安等

近隣の居住者および所有者への保安及び振動騒音には、十分な対策を講じて工事を行なう。もし、これらに関する注意及び苦情の申し出があった場合は、請負業者の負担において解決する。

17. 産業財産権の保証

(1) 産業財産権について何らかの問題が発生した場合は、施主および代行者の事業に支障のないよう請負者の責任において解決する。

(2) 万一損害が施主に発生する場合はその賠償の責を負い、将来に渡って施設が使用可能な状態を維持すること。

(3) 上記の内容を厳守することを別紙の誓約書として見積参加時に提出すること。

18. 情報処理プログラムの取扱い

(1) OSやデータベースソフトなど一般に販売されているプログラムを除き、当施設を運営するために作成された制御または情報処理用プログラムの仕様およびシーケンサープログラムに関する仕様とラダー図については、全て施主および代理者に公開し読み取りが容易な仕様書として提出すること。

(2) 将来、施主が当施設について改修や機能向上を行うにあたり制御または情報処理用プログラムの改造を伴う場合、施主はプログラムの変更切除その他の改変が可能であることとし、この場合施工者は著作権等に関する主張を行わないこと。

19. その他

仮設物に関する電力、用水、電話等の経費は、全て請負業者の負担とする。

---

---

---

以 上

### 【一般競争見積心得】

見積者は、下記の事項に注意し、厳正に見積提出を行なう。

1. 見積者は指定の日時、場所に出頭し、指示に従って見積書を提出する。
2. 代理人が見積書を提出する時には、見積書提出前に委任状を提出する。
3. 見積書には、
  - (1) 工事金額
  - (2) 住所（登記上）・社名・代表者名（商号代表者の肩書、氏名）・代表者印  
なお、代理人が見積提出時は代理人の記名及び代理人印を押印のこと（代表者印は不要）。
  - (3) 見積提出年月日  
を記入する。
4. 見積書提出者は、要求に応じて提出出来るよう内訳明細書を持参する。
5. 次の各号に該当する者の見積書は、無効または失格とする。
  - (1) 見積参加資格のない者
  - (2) 代理人で委任状を提出しない者
  - (3) 見積書に必要事項を記載しない者
  - (4) 同時に2つ以上の見積書を提出した者
  - (5) 見積に関して不正な行為を行った者
  - (6) 見積提出の時間に遅れてきた者
6. 入札保証金の納付の必要はない。
7. 見積書提出の回数は3回までとし、次の方法により請負業者を決定する。
  - (1) 3回以内に見積設計目標価額内に達した最低価額者。
  - (2) 3回の見積提出を行っても目標価格に達しない場合は不成立とし、業者変更の上、再見積を行う。
  - (3) 同額見積書提出の場合は、抽選とする。

以上

契約に係る指名停止等に関する申立書

令和 年 月 日

笛吹農業協同組合  
代表理事組合長 小池 一夫 殿

印

当社は、貴殿発注の工事請負契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から工事請負契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。



(注1) ○○には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

(注2) この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分局並びに農林水産技術会議事務局筑波事務所をいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

(注3) 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該構成取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りではない。

不当事項として指摘された工事等への関係の有無に係る申立書

令和 年 月 日

笛吹農業協同組合

代表理事組合長 小池 一夫 殿

印

当社は、貴殿発注の工事請負契約の競争参加に当たって、過去1年間、会計検査院から不当事項として指摘された工事等に関与していない（又は関与していた）ことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

(注1) ○○には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

(注2) 会計検査院から不当事項として指摘された工事等に関与していた場合は、以下の内容を記載する事。

- ① 会計検査院の指摘事項の概要
- ② 当該工事における当社の役割について

## 誓約書

笛吹農業協同組合  
代表理事組合長 小池 一夫 殿

工事名：JA ふえふき中道南共選所スポットクレーン設置工事

標記の工事においては、工事を施工する建設業者について社会保険関係法令の遵守を徹底する観点から、下記のことを誓約します。

### 記

次に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く）をすべての回数において下請負人としなないこと。

- (1) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
- (2) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
- (3) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務

令和 年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者

印

# 誓 約 書

年 月 日

(施主)

笛吹農業協同組合

代表理事組合長 小池 一夫 殿

(代行者)

殿

(見積提出者)

住 所 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

代 表 者 \_\_\_\_\_ 印

受 任 者 \_\_\_\_\_ 印

工事場所 甲府市右左口町

工 事 名 JA ふえふき中道南共選所スポットクレーン設置工事

当社は上記工事の競争見積参加にあたり、落札の有無にかかわらず、要項書ならびに仕様書および関連する各法令に従い、下記の内容を遵守することを誓約いたします。

## 記

1. 当社が施主および代行者に完成引渡しした施設およびそれに含まれる機械・工事材料ならびに施工方法について、当社は自ら産業財産権もしくは実施権を有し、他の産業財産権、その他の権利を侵害しないこと。
2. 前項に関し、万一損害賠償等の事故を生じたときは、施主および代行者の事業に支障のないよう当社の責任において解決すること。
3. 当社は、前項の事故による損害が施主および代行者に発生する場合はその賠償の責を負い、将来に渡って施設が使用可能な状態を維持すること。
4. 当社は、当競争見積に関係する産業財産権に関する紛争は、本競争見積の参加業者間で解決するものとし、施主および代行者に対して直接に訴え、提起、その他一切の請求を行わないこと。

以上